

### 第3次（本日から2年間）の審議会運営について

#### 1 これまでの経緯

消費生活相談については、相談件数が平成16年度には5,835件で平成13年度(2,640件)に比べ2.2倍の増加でありました。その後は減少傾向に転じ、平成23年度は2,816件となっています。しかし、個々の案件をみると悪質かつ巧妙化した手口による被害も多発し、平成23年度では契約金額が5千万円を超えるものが5件に上がっています。

葛飾区は、区民の安全で安心できる消費生活を確保するため、平成19年12月に葛飾区消費生活条例（以下「条例」という。）を制定し、平成20年4月1日から施行しました。

本審議会は消費者施策を推進し、特に被害の未然防止を効果的に行っていくために、条例第27条に基づき区長の附属機関として設置されました。委員については学識経験者、消費者団体代表のほかに、公募区民の方を加え、消費者施策に関する区長からの諮問に対して、幅広い立場から提言をいただきます。

平成20年度の諮問事項は、審議会の設置初年度ということもあり、「葛飾区の消費者行政のあり方についてー主として消費者被害の未然防止の視点からー」というテーマとしました。平成20年度は3回(7月9日、11月13日、2月20日)、21年度は4回(4月22日、9月11日、12月17日、3月11日)開催して様々な角度から検討し、途中21年6月12日の中間答申を経て、22年3月30日に別添の区長あての答申をいただきました。

#### 2 今次の運営方針案

以上の答申を踏まえ、今次の審議会は、第2次審議会に引き続き、答申内容の実施状況を整理し、実現に当たって課題があるものについては、条例第27条第3項に基づき、ご意見をいただければと考えています。したがって、今次におきましても、区長からの新たな諮問は考えておりません。

#### 3 今次の開催予定

24年度 11月、2月

25年度 5月、9月、2月